

水道環境課からのお知らせ

猫や犬などの適正な飼育をお願いします！！

今回は苦情と交通事故にあうことが一番多い猫について取り上げました。

猫の飼い主の方へ 飼い主になるということはすべてに責任を持つことです！ (県動物愛護推進協議会発行「猫の飼い主の方へ」から抜粋)



1 飼い主の心得

「ふん・尿」「鳴き声」「庭やゴミを荒らす」といった猫による苦情は多発し問題となっています。周りに被害や迷惑を及ぼさないよう、猫の本能・習性や生理をよく理解し、責任をもって終生飼ってください。

2 飼い主を明示しましょう

飼い猫に首輪・名札等をつけ、飼い主を明らかにしてください。飼い猫が帰って来なくなったときや災害時等に発見が容易になります。

3 室内で飼いましょう

猫は快適な環境を整え、飼い主が良いコミュニケーションをとることで室内でも幸せに暮らせます。交通事故や感染症への感染等屋外での危険から飼い猫を守るためにも、室内飼養をしましょう。

◆快適な環境◆

キャットタワー等立体的な運動のできる場所 / 快適で安心できる隠れ場所 / 安全な所から外が見える場所 / 爪とぎ / トイレ(猫の数+1個が理想) / おもちゃ

◆室内飼養が難しいという猫には次のことを行うようにしてください◆

首輪等による飼い主の明示 / 不妊・去勢手術の実施 / 決まった場所でのトイレのしつけ



4 不妊・去勢手術等の繁殖制限をしましょう

毎年、多くの子猫が保健所に持ち込まれています。このような猫を増やさないために、飼い主の責任で、不妊・去勢手術による繁殖制限を実施しましょう。不妊・去勢手術をすることで病気の予防やストレスの軽減、スプレー行動(オスの場合)の予防になります。

5 猫を捨てないでください

「誰かが拾ってくれるだろう」「保健所で処分するのはかわいそうだ」という安易な気持ちで猫を捨てないでください。捨てられた猫は飢えや寒さ、病気、交通事故で死をむかえたり、のら猫になって地域のみなさんに迷惑をかけることとなります。

6 飼い主のわからない猫に餌を与えると・・・

飼い主のわからない猫に餌を与えることは、その地域に猫が住みつき増加する原因となります。それによって、ところかまわず糞をしたり、ごみ置き場を散らかしたり、地域のみなさんにいろいろな迷惑をかけます。安易に餌を与えないでください。

●飼い猫がいなくなったときは・・・

万が一、飼い猫が逃げてしまったときは、すぐに保健所と警察署へ届けてください。

●飼えなくなったときは・・・

まず、適正に飼養できる新しい飼い主を探してください。やむをえず、どうしても飼えなくなった場合は、最寄りの保健所へご相談ください。

<動物の愛護および管理に関する相談窓口>

○可茂保健所 ☎0574-25-3111(代)

○岐阜県動物愛護センター ☎0575-34-0050

◇「第1回動物愛護フォーラムin多治見」を開催◇

9月4日、多治見市産業文化センターで「第1回動物愛護フォーラムin多治見」が開催されました。これは岐阜県動物ネットワーク会議が主催したもので、ペットを飼う責任や地域への配慮について、行政を含め関係業界が一堂に会して意見交換がありました。この大会の席上で次の宣言が採択されました。



<動物愛護フォーラム 多治見宣言>

- 1 動物の命を尊びます。
- 2 動物を飼っていない人々への最大限の配慮をします。
- 3 人と動物との共生社会構築をめざします。
- 4 動物の命を預かる飼い主の責任を強く訴えていきます。
- 5 動物愛護活動を社会活動と捉え、社会全体の理解を得るための活動として実行していきます。

動物の適正飼育について、みなさんのご理解とご協力をお願いします！

□お問い合わせ 役場1階 水道環境課 環境衛生係 ☎43-2111(内線2124)